様式２

会　　議　　録

会 議 名	令和７年度　第１回　山形市成年後見推進協議会
開催日時	令和７年８月１日（金）１４：００～１５：３０
開催場所	山形市総合福祉センター　３階会議研修室１
主　　催	山形市福祉推進部長寿支援課、障がい福祉課
出 席 者	【委員】 東北文化学園大学現代社会学部現代社会学科　教授　豊田　正利 山形県弁護士会　高齢者・障がい者に関する委員会　委員長　石垣　肇之 成年後見センター・リーガルサポート山形　支部長　石沢　光康 山形県社会福祉士会　事務局長　柴田　邦昭 山形県行政書士会　山形支部　中村　雄二郎 山形さくら町病院　医療福祉相談室　室長　後藤　和樹（欠席） 山形市民生委員児童委員連合会　常任理事　山本　元 山形県知的障がい者福祉協会 （向陽園地域生活支援センター心音）　會田　雄 山形市地域包括支援センター　権利擁護部会　代表 （地域包括支援センター敬寿会）　武田　信広 山形市障がい者自立支援協議会 （相談支援事業所まんさく）　阿部　遼華 やまがた市民後見サポートセンター　副理事長　栗田　俊彦 山形県健康福祉部高齢者支援課　課長　川井　幸樹 （代理：地域包括ケア推進専門員　土屋　真幸） 【オブザーバー】 山形家庭裁判所　訟廷管理官　有我　信敬 【事務局】 （山形市福祉推進部） 山形市福祉推進部長　平吹　史成（欠席） 福祉推進部次長（兼）長寿支援課長　阿部　伸也 長寿支援課　課長補佐　加藤　慶子 長寿支援課　課長補佐（兼）ようご支援係長　進藤　義悦 長寿支援課　ようご支援係　主査　近江　十賢 障がい福祉課長　清野　開 障がい福祉課　課長補佐　齋藤　俊邦 障がい福祉課　障がい福祉第二係長　太田　陽子 障がい福祉課　障がい福祉第二係　主任精神保健福祉士　奥山　紗央里 障がい福祉課　障がい福祉第二係　主事　山口　大地 （山形市社会福祉協議会／山形市成年後見センター）

	山形市社会福祉協議会　常務理事	髙瀬　謙治
	事務局長	佐藤　貴司
	事務局次長	漆山　弘幸
	成年後見センター長（兼）相談支援課長	鈴木　裕美
	相談支援課　権利ようご係長	児玉　和行
	相談支援課　権利ようご係　主査	神谷　晃司
	相談支援課　権利ようご係　主任	木内　優子
議　　題	下記のとおり	
資　　料	別添のとおり	
一般傍聴者数	０人	
傍聴した記者数	０人	
作 成 者	長寿支援課　ようご支援係　近江　十賢	

１　開会

２　会長挨拶

前回は後見制度活用検討チェックリストの最終案を検討いただき内容について確認し、今回は事例検討を予定している。これまでになかった様々な議論を通して、委員の皆様から貴重な意見、ご助言をいただき、成年後見制度利用促進に向けた意義のある会議にしていきたい。

※ これより「次第３　報告」及び「次第４　協議」の議長を豊田会長が務める。

３　報告

（１）　令和６年度における山形市の利用促進の取組状況について

〇事務局より、資料１に沿って報告。

委員：

市民後見人の養成研修については、山形県地域包括ケア総合推進センターに委託し県内市町村を対象とし実施。令和６年１０月から令和７年２月にかけて受講生２２名が修了した。そのうち山形市に在住の方は１３名。養成研修修了者の名簿については山形県地域包括ケア総合推進センターから関係市町村へ提供した。

質問：委員

市民後見人名簿登録者数について、資料にある２５名に今年度新たに１５名が加わる解釈でよろしいか。また、山形市在住が１３名、市で活動希望の方が１５名との報告があったが、２名については市外在住者が山形市での活動を希望しているという認識でよろしいか。

⇒回答：事務局

２５名は令和７年４月１日時点の数値となっている。今後、登録面接選考を実施し最大で１５名の合格者が加わる。１５名が山形市での活動を希望し、そのうち山形市在住が１３名で山形市外在住が２名となっている。要綱上、山形市在住か在勤とあるため市外在住者２名については個別に相談対応予定である。

（２） 各団体・機関の活動状況について
〇各委員より資料２に沿って報告。

委員：
弁護士会の後見メーリングリストについては、会員弁護士が後見活動で不明な点が生じた場合、経験のある会員弁護士に質問することができる。受任者調整会議への派遣については会員弁護士で分担し各市町村へ対応している。また、裁判官を講師として研修会も実施している。他にも、後見支援チームへ弁護士を派遣して法律関係のアドバイスを行っている。

委員：
専門職団体としての委員派遣については、資料記載の自治体の以外にも最近では、上山市、寒河江市、三川町が加わった。会として成年後見講座を毎年実施しているが昨年は参加希望者非常に多かった。また、コロナ禍が明けてから後見制度に関する講師派遣の依頼も増えている。

委員：
社会福祉士会の会員は６１０名おり、そのうち２２０名がぱあとなあ山形へ名簿登録して後見制度に関わっている。昨年は家庭裁判所から１００件程度の候補者推薦依頼があったが、単独では難しいものもあり２０件断った。市町村長申立ケースについては、非常に複雑化している印象。また、法人後見として７件受任しており、会員には業務執行者として活動してもらっている。
他にも、受任者調整会議への委員派遣や中核機関を立ち上げたい市町村へアドバイザー派遣を実施している。昨年は体制整備アドバイザーの派遣を希望する自治体が西村山地域で１件あった。
会員を対象とした成年後見人材育成研修を実施し、今年度は県内での受講者２３名、他県での受講者６名となっている。１１月には名簿登録研修を実施する予定。

委員：
昨年度、山形県社会福祉協議会が開催した山形県法人後見実施団体養成研修会に参加した。また、会として一般向け、内部向けの研修会を開催するだけでなく、成年後見に特化した相談会も実施している。昨年度から法定後見の受任件数が増えている。行政書士も財産管理をできることが法律で明確化された。

委員：
各委員の資質、専門的知識の向上を目指し６部門の研修部会を設置している。今年の１１月に一斉改選が予定されており、３分の１が新任との予想もある。今一度、自己啓発に向けた取り組みを実施していく。

委員：
事業所向けの研修の中で成年後見制度について取り上げた。随時、手をつなぐ育成会と合同で成年後見制度に関する研修を開催している。

委員：
成年後見制度に対する正しい認識を職員が持ち、相談者の生活を保つために必要な制度と捉えることが大切。状況によって、後見類型だけでなく保佐類型、補助類型や任意後見制度などについて知っても

らうことも重要であると考える。成年後見制度の活用を検討する上で、後見制度活用検討チェックリストの広がりを期待している。

委員：
　家族から制度に関する問い合わせや、相談支援を行う中で制度利用が必要と思われる方には適宜情報提供を行っている

委員：
　専門職後見人から草刈りを依頼されることがあった。内部研修を実施する他、電話による個別相談を実施。任意後見にも力を入れ活動している。

委員：
　第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づいて専門職団体、当事者団体と促進政策に関する会議を実施。専門職アドバイザー派遣の実施について期待が寄せられたほか、市町村によって報酬助成の範囲が異なる課題について意見が寄せられた。また、市民後見人養成研修、法人後見実施団体養成研修を開催している。この度の市民後見人養成研修の募集は７月３１日で締め切っており、受講希望者は２０名。そのうち山形市在住の方は５名となっている。

オブザーバー：
　協議会や意見交換会に参加し関係機関との顔の見える関係づくりに努めている。講師派遣業務を行っており、希望あれば成年後見制度の運用面について説明すること可能。

４　協議
（１）　令和７年度の山形市の利用促進の取り組みについて
　〇事務局より、資料３　に沿って報告。
意見：委員
　地域包括支援センターでは、民生委員児童委員協議会定例会、福祉協力員研修会や圏域内の居宅介護事業所の研修会に参加し、ネットワークづくりを行っている。その中で、利用促進のために、居宅事業の所属する介護支援専門員に注目したい。介護支援専門員は要介護者の支援が中心であるため制度に繋がる機会も多い。居宅事業所との研修では、成年後見制度をテーマとした事例検討を実施していきたい。また、包括支援センターでは６５歳に満たない対象者とのかかわりもあるため、障がい者支援の関係事業所との連携も強化していきたい。

意見：委員
　障がい分野の支援については、サービス内容が在宅や施設など多岐にわたる。親なき後の子の支援について話題になることも多いため、関係機関への周知が重要であると考えている。

意見：委員
　親なき後のことを心配されるケースも多く、手をつなぐ育成会との共催事業でもテーマになっている。相談支援事業所として相談を受けることも多く、事業所として成年後見制度についての研修会や事例検討を行い職員が理解を深めることも大切である。

意見：委員
日頃の地域活動で民生委員や福祉協力員が何か相談を受けた際は、必要な助言を行い、適切な関係機関へつなぐようにしている。相談を受ける側が十分対応できるように自己研鑽していくことも必要。

意見：委員
後見センターだよりの配布先については総合病院や精神科開業医なども良いのではないか。

意見：委員
民生委員に加え、町内会長も地域の個別的な情報を共有している地域もある。そのため、町内会長を周知先にすることを検討してはどうか。

意見：委員
多くの方に見てもらうことが重要。町内会の回覧板や民生委員の訪問の際に活用してもらうなどが良いのではないか。

意見：委員
登録した人に成年後見センターだよりが電子媒体で個別に送信されるなど、紙媒体以外の情報発信についても力を入れた方が良い。

意見：委員
年２回のうち、１回目は包括的な内容にしてはどうか。２回目は対象者を絞った内容とし、送付先も限定し制度利用のきっかけを作ってはどうか。制度利用に際し心理的なハードルは高いが、利用することでより制度の内容を知り、他の支援制度にもつながりやすくなる。

事務局
発行先が例年同じで、内容について作成の都度担当者が悩んでいた。今回いただいた委員からの意見をもとに、年１回は対象者を絞るなど工夫した情報発信に取り組んでいきたい。

（２） 事例検討　　※非公開

（３）その他
なし

意見：オブザーバー
第一期成年後見制度利用促進基本計画では成年後見制度の利用促進に重きが置かれていた。第二期成年後見制度利用促進基本計画については、制度促進だけでなく、その人にあった制度利用に展開していこうという位置づけであると理解している。また、裁判所では申立以降の話しか見えてこないが、本日のような事例検討で、申立に至るまでの支援やアセスメントの内容を知ることができた。権利擁護は成

年後見制度の利用だけではなく、そこに至るまでに支援関係者による様々な検討、協議があるのだと学ぶことができた。

５　閉会